

平成23年度 第1回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成23年7月4日(月) 10:00~11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
根本 賀章 会長	出席
田原 緑 副会長	出席
秋本 久次 委員	出席
荒井 英理子 委員	出席
平井 俊介 委員	出席
田中 菊江 委員	出席
岡庭 武利 委員	出席
事務局	野口参事 妹尾主幹 高橋主事 坂本主事 企画調整課 高橋係長
担当課	にぎわい拠点準備室 糸川主任、資産税課 高橋主幹、クリーンライフ課
案件提出課	佐々木室長
<p>1 開会 事務局野口参事から開会宣言 10:00開会 会長あいさつ</p> <p>2 前回の会議録の署名 根本会長、田原副会長、岡庭委員が署名</p> <p>3 審議</p> <p>(1) 諮問事項 ・諮問事項第1号~第2号について</p> <p>(2) 報告事項 ・報告事項第1号について</p> <p>4 その他の報告事項 (1) 外部委託先立入調査方法について</p> <p>5 事務局連絡事項</p> <p>6 閉会</p>	

(会長挨拶)

3 審議

(1) 諮問事項 諮問第1号から諮問第2号まで事務局から概要説明

質疑

根 本 会 長： 何か質問はございますか。無いようでしたら、諮問を承認するという
ことで異議無しと認め、承認することといたします。続いて報告事項が1件ござ
いますので、事務局から説明をお願いします。

(2) 報告事項 報告第1号について事務局から概要説明

質疑

根 本 会 長： 何か質問はございますか。無いようでしたら、報告を受理いたします。続
きましてその他の報告事項について事務局からご説明をお願いします。

4 その他の報告事項

(1) 外部委託先立入調査方法について概要説明

質疑

田原副会長： 立入調査の具体的な実施方法なのですが、チェックリストを持って現場に
赴き、担当課の方が委託業者の方に確認する。相手方にはチェックリストを
渡さないということよろしいでしょうか。

事 務 局： 原則として、実際に現場に赴き、委託業者の方に立ち会っていただいて、
自分の目で確認し、相手方の話を聞きながらチェックしていくということを
想定しております。

田原副会長： 立入調査方法案のなかで、「立入調査を行うことが適切でないものにつ
いては、これに代わる方法による。」とあるのですが、これは具体的にはどの
ようなものを想定されていますか。

事 務 局： 契約の相手方においては、遠方の場所にある契約者も想定され、立入調査

を行うには費用対効果等を考えますと、立入調査を行うのが難しい場合もございます。方法としましては、調査票を郵送し、回答をしていただくことを想定しております。また、内容を確認した後に、立入調査の必要があると判断した場合には、現場を確認しに行くということになります。

荒井委員： 2点お伺いします。チェックリストの記入は、市の職員が行いますが、結果は相手方に報告するのですか。また、立ち会った業者の方にその日のうちに納得・了承のサイン・書名をしてもらうなどは考えていますか。

事務局： 基本的に契約内容の確認ということになりますので、面談で調査を行い、お話を伺うということになります。結果の報告につきましては、仮に問題があれば、直して下さいという依頼をいたしますが、調査結果として、この点は良い・悪いといった報告を行うことは考えておりません。これにつきましては、市が行政の立場で、調査権を持って行うというよりも、契約の中で、相手方がちゃんと履行しているかどうかの確認ということになりますので、契約に問題があるようでしたら、指摘して是正させていただくということになると思います。

荒井委員： 署名等はないということよろしいでしょうか。

事務局： ございません。

根本会長： 立入調査を行う期間の案として「3年の間に1回行う」とありますが、その期間の妥当性についてご説明をお願いいたします。

事務局： 契約の立入調査につきましては、事前に通知を行わないで実施するように考えております。毎年立入調査を行うということになると、相手がいつ頃実施されるかの予想がついてしまい、抜き打ち調査にならない可能性がございますので、概ね3年の期間のなかで最低1回は必ず調査を行うようにしたいと考えております。

根本会長： 単年度契約の場合、同じようにこの案を適用してしまうと、立入調査を実施しないということもあるのではないのでしょうか。

事務局： 単年度契約については、事業の最後に報告等をしていただきますので、委託事業の終了時に状況の確認をするということになります。

秋本委員： 契約時には、契約する相手として適切であるかどうかの調査を十分に行っていると思いますので、単年度契約であれば1年間はかなり緊張感を持つ

て業務を行っていると思います。しかし、2年・3年と経ちますと、お互いに慣れて惰性が生じるため、3年の期間で立入調査を行うというのは効果的なのではないかと思います。もう一点あるのですが、受託者は大小さまざまな業者であると思いますが、大きな組織との契約の場合、契約を行う担当者と実際に業務で個人情報を取り扱う事務の担当者は別の方であると思います。そのため契約を行う際には、実際に事務を行う方も同席いただいたほうがよろしいのではないかと思います。

平井委員： 確認ですが、今までも立入調査を行っていたとは思いますが、チェックリストを導入して改めて行うというのは、これからということによろしいでしょうか。

事務局： 従前、審議会でも立入調査について話題になりましたので、調査自体は行っておりましたが、チェックリストについては、大まかなチェック項目のものを使用しておりましたので、国や他市のものを参考にし、また、三郷市でひな形として使用している仕様書の項目と照らし合わせながら、改めてチェックリスト案として作成させていただきました。

平井委員： では、チェックリストはいつから運用される予定なのか、また、外部委託契約は200以上あったかと思いますが、これを3年間で上手く運用する具体的な方法が決まっていれば教えていただきたいのですが。

事務局： 今回は立入調査の実施方法ということで提案させていただきました。提案させていただいた方法で良いということでしたら、それに基づいて進めさせていただきたいと思います。運用時期等については、細かい点を詰めまして、なるべく早い将来に運用できるように、今年の秋ごろには庁内に方針と計画の通知を行っていければと思います。

根本会長： 最後に確認ですが、これは契約期間中の立入調査でよろしいのですか。契約期限が終了したときには、契約業者に出向いて実際に廃棄等の確認を行うのでしょうか。

事務局： 契約終了後については、契約時に廃棄等の決まりごとがあれば、実際に確認を行います。契約終了後の個人情報の廃棄、返還、報告等は契約の内容に含まれ、最終的に履行されなければ、契約の履行をしたとはならないと思いますので、そういった意味での調査は当然想定されるかと思います。

根 本 会 長： 他に質問が無ければ、その他の報告事項も受理いたします。次に事務局からの連絡事項をお願いします。

5 事務局連絡事項

事 務 局： 平成23年度第2回審議会につきましては、慣例により10月、または11月となっておりますが、現在の皆様の任期が9月30日までとなっておりますので、次回の日程は事務局の方にご一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

事 務 局： ありがとうございます。最後に副会長より閉会のあいさつをお願いいたします。

田原副会長： みなさま、お疲れさまでした。これで平成23年度第1回三郷市個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

署 名 欄	会 長	根本 賀章
	署名委員	秋本 久次
	署名委員	荒井 英理子